

学校健全育成サポートチーム等設置規則の一部を改正する規則(案)

学校健全育成サポートチーム等設置規則（平成29年3月31日教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）第14条第6項に基づき、学校健全育成サポートチーム等の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、別に定めるものを除き条例の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 学校健全育成サポートチーム等は、次の各号に掲げる区分により、学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長が、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長が選任する20名以内の構成員をもって組織する。<u>児童施設等健全育成サポートチームにあっては、第7号の構成員は除くものとする。</u></p> <p>(1) 学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者</p> <p>(2) 指導主事又は児童・家庭支援センターの職員</p> <p>(3) 警察その他の関係機関の職員</p> <p>(4) 民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民</p> <p>(5) スクールソーシャルワーカー</p> <p>(6) スクールカウンセラー</p> <p>(7) <u>複数の教職員</u></p> <p>(8) <u>その他当該区立学校の校長または児童・家庭支援センター所長が必要と認める者</u></p> <p>2 構成員の任期は1年とし、再任することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 学校健全育成サポートチーム等に座長を置く。</p> <p>5 座長は、構成員の互選により定める。</p> <p>6 座長は、学校健全育成サポートチーム等を代表し、会務を総理する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 学校健全育成サポートチーム等は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 条例第14条第2項及び第4項に規定する重大事態が発生した場合の調査及び報告</p> <p>(2) 専門的見識に基づいたいじめの防止等の適切</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）第14条第6項に基づき、学校健全育成サポートチーム等の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、別に定めるものを除き条例の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 学校健全育成サポートチーム等は、次の各号に掲げる区分により、学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長が、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長が選任する20名以内の構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者</p> <p>(2) 指導主事又は児童・家庭支援センターの職員</p> <p>(3) 警察その他の関係機関の職員</p> <p>(4) 民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民</p> <p>(5) スクールソーシャルワーカー</p> <p>(6) スクールカウンセラー</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) その他座長が必要と認める者</p> <p>2 構成員の任期は1年とし、再任することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>4 学校健全育成サポートチーム等に座長を置く。</p> <p>5 座長は、構成員の互選により定める。</p> <p>6 座長は、学校健全育成サポートチーム等を代表し、会務を総理する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 学校健全育成サポートチーム等は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 条例第14条第2項及び第4項に規定する重大事態が発生した場合の調査及び報告</p> <p>(2) 専門的見識に基づいたいじめの防止等の適切</p>

<p>な対応策の検討</p> <p>(3) いじめの防止等に係る保護者及び学校等への指導及び助言</p> <p>(4) いじめの被害を受けた児童等に対する支援</p> <p>2 学校健全育成サポートチーム等は、毎年度当初に、いじめ問題等が発生した場合の対応及び学校健全育成サポートチーム等の活動方針について、あらかじめ協議し、取り決めておくものとする。</p> <p>3 学校健全育成サポートチーム等は、第1項の事務を処理するにあたり、必要な部会を置き、又は適当と認める構成員に事務の一部を行わせることができる。</p> <p>4 学校健全育成サポートチームは、<u>第1項第1号の調査について、公平性・中立性を確保するために、教職員を除いた構成員で調査にあたる等、配慮する。</u></p> <p>5 学校健全育成サポートチームは、<u>学校からの要請があった場合、いじめに係る詳細な事実把握等の調査を行うことができる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>学校健全育成サポートチーム等の会議</u>（以下「会議」という。）は、座長が招集する。</p> <p>2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。</p> <p>4 学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長は、会議に出席することができる。</p> <p>5 <u>学校健全育成サポートチーム</u>等は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>6 会議は、非公開とする。ただし、議事録を作成し、千代田区情報公開条例（平成13年条例第2号）又は千代田区個人情報保護条例（平成10年条例第43号）の規定に基づき公開又は開示する。</p> <p>(報告)</p> <p>第6条 座長は、健全育成サポートチーム等の活動について、<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第7条 座長及び学校健全育成サポートチーム等の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 学校健全育成サポートチームの庶務は、当該区立学校が、児童施設等健全育成サポートチームの庶務は、児童・家庭支援センターが、それぞれ処理する。</p> <p>(委任)</p>	<p>な対応策の検討</p> <p>(3) いじめの防止等に係る保護者及び学校等への指導及び助言</p> <p>(4) いじめの被害を受けた児童等に対する支援</p> <p>2 学校健全育成サポートチーム等は、毎年度当初に、いじめ問題等が発生した場合の対応及び学校健全育成サポートチーム等の活動方針について、あらかじめ協議し、取り決めておくものとする。</p> <p>3 学校健全育成サポートチーム等は、第1項の事務を処理するにあたり、必要な部会を置き、又は適当と認める構成員に事務の一部を行わせることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 健全育成サポートチーム等の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。</p> <p>2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。</p> <p>4 学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長は、会議に出席することができる。</p> <p>5 健全育成サポートチーム等は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>6 会議は、非公開とする。ただし、議事録を作成し、千代田区情報公開条例（平成13年条例第2号）又は千代田区個人情報保護条例（平成10年条例第43号）の規定に基づき公開又は開示する。</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 座長は、健全育成サポートチーム等の活動について、教育長に報告するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 座長及び学校健全育成サポートチーム等の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 学校健全育成サポートチームの庶務は、当該区立学校が、児童施設等健全育成サポートチームの庶務は、児童・家庭支援センターが、それぞれ処理する。</p> <p>(委任)</p>
--	--

<p>第9条 この規則に定めるもののほか、学校健全育成サポートチーム等に関し必要な事項は、子ども部長が定める。</p>	<p>第10条 この規則に定めるもののほか、学校健全育成サポートチーム等に関し必要な事項は、子ども部長が定める。</p>
---	--

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。